

基本指針/予防計画記載事項について

基本指針の記載事項

新	旧
一 感染症の予防の推進の基本的な方向	一 感染症の予防の推進の基本的な方向
二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	五 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項
五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	七 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	(新設)
八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	(新設)
十 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項	(新設)
十一 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	(新設)
十二 第四十四条の五第一項(第四十四条の八において準用する場合を含む。)、第五十一条の四第一項若しくは第六十三	(新設)

新	旧
<p><u>条の三第一項の規定による総合調整又は第五十一条の五第一項、第六十三条の二若しくは第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項</u></p>	
<p><u>十三 第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項</u></p>	(新設)
<p><u>十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項</u></p>	<p><u>九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項</u></p>
<p><u>十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項</u></p>	<p><u>八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項</u></p>
<p><u>十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項</u></p>	(新設)
<p><u>十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項</u></p>	<p><u>十 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項</u></p>
<p><u>十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項</u></p>	<p><u>十一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項</u></p>
<p><u>十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項</u></p>	<p><u>十二 その他感染症の予防の推進に関する重要事項</u></p>

予防計画の記載事項

新	旧
一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項	一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
二 <u>感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項</u>	(新設)
三 <u>病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</u>	(新設)
四 <u>感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</u>	二 <u>地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</u>
五 <u>感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項</u>	(新設)
六 <u>感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項</u>	(新設)
七 <u>第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項</u>	(新設)
八 <u>第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</u>	(新設)

新	旧
九 <u>第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項</u>	(新設)
十 <u>感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項</u>	(新設)
十一 <u>感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項</u>	(新設)
十二 <u>緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)</u> に関する事項	三 <u>緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)</u> に関する事項

※保健所設置市については、第1号、第3号、第5号、第8号、第10号、第11号及び第12号並びに病原体等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項について予防計画を作成する(第2号、第7号は任意)。